

令和5年度外国人英語指導者配置派遣事業 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

小山町では令和5年度の「外国人英語指導者配置派遣事業」を実施するにあたり、本プロポーザルにより、児童生徒及び教職員の英語コミュニケーション能力の向上を達成できる能力を持つ外国人英語指導者（ALT）を派遣する業者を選定する。

2 事業内容

- (1) 事業費 一人当たり 4,500,000 円（税抜き）を上限とする
- (2) 派遣人数 5人
- (3) 派遣場所 小山町立中学校（3校）、小学校（5校）、こども園（4園）

3 選定

公募型プロポーザル方式により契約予定者を4者程度特定する。派遣人数及び派遣場所は、町が指定する。

4 業務内容

児童生徒及び教職員の英語コミュニケーション能力の向上のため、学校の年間計画、教育課程のすべてにわたり指導をする。

- (1) 授業を進めていく中での、コミュニケーション能力の重点的な指導
- (2) 国際理解に関する授業等の指導
- (3) 外国語（英語）科以外の教科、総合的な学習の時間の指導
- (4) 学級活動や学校行事等の特別活動における指導及び英語指導
- (5) 給食、清掃における指導及び英語指導
- (6) 部活動等における指導及び英語指導
- (7) 放課後学習サポートの指導
- (8) 教職員の英会話上達、外国文化等の情報提供に関わる研修会への参加、指導
- (9) 御殿場市・小山町授業研究会、スピーチコンテストでの指導
- (10) 担当教員等との英語会話の実演
- (11) その他小山町（又は派遣先責任者）の指示による業務

5 契約期間及び就業日時等

- (1) 契約期間……令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (2) 就業日時……月曜日から金曜日（週5日）、年間205日予定（授業日＋研修会等）
就業場所において行事等の都合上就業を要する場合、週休日、国民の祝日及び長期休業期間中の就業を可能とする。
- (3) 就業時間……午前8時から午後5時までの間での1日7時間45分以内（休憩45分間以上）。

- (4) 就業計画……派遣先別の計画による。
- (5) その他……契約の期間内は、同一の外国人英語指導者を配置するよう努めること。

6 外国人英語指導者（ALT）の資格

母語・公用語を英語とするALTであり、次のいずれかに該当する者

- ・本業務履行に適した査証（ビザ）を取得している者
- ・教職の経験がある者
- ・英語教育の免許状を取得している者
- ・TEFL、TESOL（英語を母国語としない人に英語を教える学部）を修了している者
- ・文部省資格認定試験（JETプログラム）に合格している者
- ・その他、これに類するものを有する者（事前に担当課に確認する事）

7 参加資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）であり、団体の代表者及び団体が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 国税及び地方税（都道府県税及び他市町村税）を滞納している者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない者
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にあるもの

8 プロポーザルのスケジュール等

内 容	日 時	提出物・提出方法等
募集開始	令和4年10月3日(月)	
参加申込書の提出	令和4年10月14日(金) 17:00 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局に提出する。持参または郵送、メールとする。 ・持参の場合は役場閉庁日を除き、8:30～17:15(期限日は17:00)の間に提出する。また、郵送、メールの場合は期限までに必着のこと。

プレゼンテーションの通知	令和4年10月21日(金)	・メールにて通知する。
①企画提案書 および ②見積書の提出	令和4年11月21日(月) 17:00まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局に提出する。持参または郵送とする。 ・持参の場合は役場閉庁日を除き、8:30～17:15(期限日は17:00)の間に提出する。また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 ①企画提案書(御社の概要、経営、教育方針、プレゼンテーションの内容等を記載したもの) <ul style="list-style-type: none"> ・A4版15枚以内(両面印刷30ページ可) ・紙媒体で15部 ・プレゼンテーション当日の追加資料は配付できない。 ・プレゼンテーションを審査する者には、事前に企画提案書を配布し、御社の方針等を理解した上で当日を迎える。 ②見積書(外国人英語指導者一人当たりの年間派遣料) <ul style="list-style-type: none"> ・1部 ・年間派遣料には、交通費、保険料、住居手当、教材費等すべての諸費用を含める。 ・年間派遣料の表記については 税抜表記 とする。 ・派遣人数が増えたとき、一人当たりの金額×人数と額が異なる場合は、別紙にて人数ごとによる金額を明記する。 <p>※企画提案書および見積書は、他社に公開しない。</p>
プレゼンテーションの実施	令和4年12月1日(木) 午後	・実施時間、場所等は「プレゼンテーションの通知」に記載。
選定業者の決定・伝達	令和5年1月6日(金)	・郵送にて通知する。

9 提出書類

- | | | | |
|----------------|-----|---------------|---------|
| (1) 参加申込書(様式1) | 1部 | 令和4年10月14日(金) | 17:00まで |
| (2) 企画提案書 | 15部 | 令和4年11月21日(月) | 17:00まで |
| (3) 見積書 | 1部 | 令和4年11月21日(月) | 17:00まで |

10 業者選定のためのプレゼンテーション

教育活動であるので、外国人英語指導者の採用状況、業者の考え方・方針等を、プレゼンテーションにより確認した上で、選定をする。

- ・所要時間は、説明15分以内、質疑応答5分以内とする。
- ・拡大映像で説明する際のパソコン・プロジェクターについて、教育委員会のものを使用する場

合は事前に申し出る。

- ・パソコンを各自で用意する場合は、説明前の準備時に接続・調整等を行う。
- ・その他 DVD 等の機器を持ち込み使用する場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。

11 審査

ア 審査は、外国人英語指導者配置派遣事業公募型プロポーザルに係る事業予定者選定審査会（以下「審査会」という。）委員の評価点をもとに、審査会で議論の上、事業予定者を選定する。

イ 評価基準

次の5項目について、全て5段階で評価し、評価の合計点を90点満点に換算する。

- ① 信頼感（会社の考え方・方針及び意気込み等）
- ② 企画力（英語教育の向上を目指した研修会やカリキュラム作成の能力）
- ③ A L T の質（A L T の人選・A L T への教育及び研修）
- ④ 教育プログラム（年間計画・授業案・教材や教具は適切か）
- ⑤ 安全性・危機管理（緊急時の対応方法・勤務態度への指導など）

評価の合計点（90点満点）と見積金額（10点満点）を100点満点に換算して決定する。

ウ 審査結果

- ・審査結果は、全ての業者に概ね令和5年1月6日（金）までに郵送にて通知する。
- ・審査結果に対する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けない。

12 契約の締結

「11 審査」により選定された契約予定者とは、再度見積書を徴収し、地方自治法施行第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約を締結する。

13 その他

- (1) 本提案にかかる費用（プレゼンテーションを含む）は各提案者の負担とする。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ・本実施要領に沿わないもの。
 - ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・本プロポーザルに関して審査会委員に直接、または間接を問わず接触があった者。
 - ・プレゼンテーションに出席しなかった者。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ・提出された書類等は返却しない。
 - ・提出期限後における技術提案書の提出、再提出及び差し替えは認めない。ただし、事務局より修正指示があった場合はこの限りではない。
 - ・提出された提案書、見積書は、他社へ公開しない。

- ・採用の提案の著作権は小山町に帰属する。
- ・令和4年9月30日現在、令和5年度の教育課程が未定のため、正確な配置日数に増減が予想される。(年間授業日数204日程度を予定しているため、年間派遣日数を205日と想定)

14 事務局

小山町教育委員会 学校教育課 〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
電話 0550-76-6126
E-mail gakkou@fuji-oyama.jp